

中島議員9月定例会一問一答質問

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二でございます。私の前のお二人が熱い議論が闘われましたんで、少々やりにくうございますけれども、頑張って質問を行いたいと思いますので、いましばらくおつき合いをいただきたいというふうに思います。

質問を始める前に、本年は7月初旬の西日本豪雨、9月4日の平成30年台風21号及び9月7日に発生した北海道胆振東部地震と立て続けに大災害が発生し、各地に本当に甚大な被害の爪跡を残しておりますけれども、改めて、これらの災害により犠牲になられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げます。

また、被災された全ての皆様にお見舞い申し上げますとともに、被災地の早期復旧・復興をお祈りを申し上げております。

それでは、ただいまから、あらかじめ通告しておりました大きく3項目について一問一答質問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、今後の河川整備について伺いたいと思います。

7月5日から本州付近に停滞する梅雨前線の活動が活発となり、中国地方においては幾つかの地域、時間帯において局地的に線状降水帯が形成され、激しい雨が数時間降り続いたため、大規模な浸水被害が発生するなど、岡山県及び広島県を中心とした各地に、また島根県側の江の川流域においても大変な被害が発生しております。

特に、岡山県倉敷市真備町では、高梁川水系の小田川の堤防が決壊し、濁流が住宅街に押し寄せ、まさに未曾有の被害をもたらしておりますが、その主な原因是、小田川と高梁川の合流部の構造によりバックウォーター現象が起こったことによるものと考えられておりますけども、まずバックウォーター現象とはどのように引き起こされるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ 一般に、バックウォーター現象とは、河川の合流部におきまして、本流の水位上昇の影響が合流する支流に及ぶ現象を言います。7月豪雨の際の岡山県倉敷市真備町のケースでは、本流である高梁川の水位が上昇したために支流の小田川が流れにくくなり、小田川の水位がより上昇したものと考えられます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 小田川と高梁川の合流部で引き起こされたバックウォーター現象は、県内の主要な水系にも起こることも考えられるように思いますけれども、一般的にバックウォーター現象によりどのような場合に被害が発生するのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ バックウォーター現象は、その大きさに違いはございますが、河川の合流部においてはどこでも起こる可能性がございます。そのため、議員お考えのとおり、県内の主要な河川である斐伊川や江の川などの支流

との合流部においても起こることが考えられます。

この現象により洪水被害が発生するおそれがあるケースとしましては、本流の堤防に比べ支流の堤防が低い箇所において、本流の水位が支流の堤防の高さを超える場合などが考えられます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 次に、先般の西日本豪雨で甚大な水害が発生した地域においては、災害復旧事業のほか、再度災害防止のための対策を緊急的に行うため、国による河川激甚災害対策特別緊急事業等がありますが、その事業の概要並びに採択要件について伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ 国における再度災害防災対策のための事業としては、次の3つがございます。一つは河川激甚災害対策特別緊急事業、そして床上浸水対策特別緊急事業、3つ目に河川災害復旧等関連緊急事業の3つでございます。

まず、河川激甚災害対策特別緊急事業は、洪水等により激甚な災害が発生した河川につきまして、おおむね5年をめどに緊急的に改修工事を実施するものです。その採択要件は、全体事業費が10億円以上で、流出または全壊家屋が50戸以上あるいは浸水家屋が2,000戸以上の場合とされております。

次に、床上浸水対策特別緊急事業は、床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象に、おおむね5年間で重点的かつ総合的に治水対策を実施するものです。その採択要件は、おおむね10年間の被害が延べ床上浸水家屋が50戸以上、延べ浸水家屋数が200戸以上、床上浸水回数が2回以上に該当する場合とされております。

3つ目の河川災害復旧等関連緊急事業は、上流部における災害復旧事業等による下流部での流量増加への対応が必要な区間におきまして、おおむね4年間で緊急的かつ集中的に事業を実施するものです。その採択要件は、事業実施により5%以上の流量増加が見込まれること、全体事業費が10億円以上であることとされております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、再度災害防止対策に関する近年の予算はどうなっているのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ 国の治水対策に関する一般公共事業予算は、次の3つから構成されております。一つは将来の災害への備えとなる河川改修やダムの建設、そして河川施設の維持管理、3つ目には議員御指摘の河川激甚災害対策特別緊急事業などの再度災害防止対策の3つでございます。

今年度の治水対策予算は、総額が約8,000億円、そのうち再度災害防止対策には約370億円が計上されております。

また、平成26年度から平成30年度までの5年間の推移を見てみると、予算総額はほぼ横ばいであるのに対しまして、再度災害防止対策は平成26年度に比べ約

2割増と増加の傾向となっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、振り返ってみると、国の治水事業費は、民主党政権時の2013年にコンクリートから人への政策によって、ピーク時の1997年、平成9年の2.3兆円のわずか33.8%の0.8兆円まで落ち込み、今御説明あったように、近年やや増加してはいるものの、全国の河川危険箇所を改修するために必要な事業費にはほど遠いのが現状であります。

また、このたびの西日本豪雨により大きな被害を受けた高梁川水系の小田川等では、●洪水●時の水位を引き下げる小田川合流点つけかえ事業の完成を前倒しし、重点的な堤防整備と河道掘削などのハード対策を河川激甚災害対策特別緊急事業として、おおむね5年間の2023年を目標に実施することが決定しております。

このように、河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されたことにより、その採択された河川に予算が優先的に回されることになるわけですが、国の治水事業費は総額が決まっているため、最悪の場合、現在改修等が行われている県内の河川の予算が削減される可能性があると伺っております。

確かに、緊急的に対策を行うため、河川激甚災害対策特別緊急事業等に予算が優先的に措置されることは理解はできるものの、他方で、地域の安全・安心を確保するための予算が削減されることは決してあってはならないと考えますが、知事の所見を伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 国の治水対策予算の総額がふえない場合、再度災害防止対策に要する予算が多額になると、議員御指摘のとおり、河川改修や維持管理に必要な予算が影響を受けることとなります。したがいまして、今回のような大規模な災害が発生した場合には、国において再度の災害防止をするのに必要な予算は別枠で確保し、他分野への予算に影響しないように対応することが大事であるというふうに思います。

そういう点は、よく国に対しても申し上げていく必要があると考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今まで、水害が発生した後の対策について中心に伺ってまいりましたけども、ここからは、私たちが生活する上で最も身近な県管理河川の維持修繕事業について伺いたいと思います。

県単河川維持修繕事業は、県管理河川の護岸や工作物の修繕、堆積土砂の撤去などの維持修繕事業を行うもので、河川浄化事業、水防危険箇所堤防管理、河川リフレッシュ事業等がありますが、県単河川維持修繕事業の概要について伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ 県単河川維持修繕事業は、その目的や内容に応じまして4つに区分しております。

それぞれの概要について説明をいたしますと、掘削や護岸修繕などの一般事業。2つ目に、市町村が環境保全上、除草を必要と考える箇所について、県が費用の2分の1を限度として負担し、市町村において実施をする河川浄化事業。3つ目に、河川堤防のうちの必要な箇所で、除草を出水期前、雨の多く降るシーズンの前に年1回実施する、水防危険箇所の堤防を管理する事業。そして、4つ目に、土砂等の堆積により河道の埋塞率が30%以上となった箇所におきまして、土砂や樹木を除去する河川リフレッシュ事業、以上の4つとなっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 県単河川維持修繕事業については、県内各県土整備事務所からの要望が多く出されていると伺っておりますけども、それらの現状と対応について、また県単河川維持修繕事業の課題について土木部長に伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 真田土木部長。

▼○土木部長（真田晃宏）▽ 県単河川維持修繕事業は、数多くの要望が出されており、今年度の予算におきましても県全体で約40億円と、予算額の約5倍近い要望が各県土整備事務所から出されております。このため、事業の実施に当たりましては、治水上の緊急性や重要性、そして地域からの要望、これらを総合的に判断しながら優先順位をつけて実施をしているところです。

課題につきましては、進行する施設の老朽化への対応や、河川内にたまつた土砂等の撤去などとともに、環境保全上の除草や藻刈りなど、各地域が抱える多様なニーズへの対応を限られた予算の中で実施していかなければならない点が課題となっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今まで河川整備に関して質問を行ってまいりましたけども、我々県民にとって河川は地域の財産であり、また地域の安全・安心を維持、向上するためにも河川整備は必要不可欠なものと考えられるため、今後もしっかりと予算を確保し、事業を確実に進めていただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、女性の妊娠、出産をサポートする職場づくりについて幾つか質問を行いたいと思います。

近年、女性の目覚ましい社会進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加しております。妊娠、出産は病気ではなく、生理的な現象と捉えることができますが、女性にとっては極めて重大なイベントであり、母体にとって大きな負担となることは明らかであります。また、残念ながら、妊娠、出産を機に仕事をやめる女性がまだ多いのが現状であるようであります。

妊娠、出産を機に女性が職場を退職した理由については、少々古いデータになりますけれども、自発的に退職した。両立が難しかったので退職した。解雇された。退職勧奨されたなどが多く、両立が難しかった理由としては、勤務時間の問題、両立支援の雰囲気のなさ等が上げられております。

そのため、厚生労働省では、女性が働きながら安心して妊娠、出産できる職場づくりを進めるため、企業に対し、母性管理などの取り組みを積極的に推進して

おります。

そこでまず、女性が働きながら安心して妊娠、出産できる職場づくりの必要性について、商工労働部長に伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ 女性が働きながら安心して妊娠、出産できる職場づくりは、女性活躍と、そして人材確保の視点から必要なことと考えております。

まずは、女性活躍の視点からは、平成27年度に実施いたしました育児休業に関する調査では、7割近くの女性は育児休業取得後の職場復帰を望むなど、出産後も就業継続を希望されておりました。女性の働く意欲が阻害されることなく、希望に応じた働き方を実現することにより、個性や能力を十分に発揮できる社会であることが求められています。

そして、県内企業の人材確保の視点からは、企業の持続的な発展には、多様な人材を雇用し、職場内で活躍できる人材として育成をし、定着へつなげていくことが課題となっております。したがいまして、女性が妊娠や出産を機に退職することなく、現場で培った知識、経験、技術を生かして働き続けられる職場づくりが必要となっております。

一方で、県が平成26年度に実施いたしました女性の働き続けやすさという、それに関する調査では、7割の方が働き続けにくい、またはどちらかといえば働き続けにくいと感じておられ、その理由といたしまして、出産退職の慣行がある、長時間労働や残業があるなどが上げられておりました。

こうした実態を踏まえまして、県の総合戦略においても、仕事と子育ての両立支援を重点的に取り組むこととしておりまして、妊娠、出産後も働き続けることができる職場づくりに引き続き積極的に取り組んでまいります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 現在、女性の社会進出が進み、それぞれの職場で経験を積み、すぐれた技術と業務知識を持つ多くの女性労働者は、正社員、パート、派遣社員という働き方の違いに関係なく、それぞれの職場でしっかりと活躍しておられます。母性健康管理の措置が講じられず退職するなど、妊娠、出産により貴重な戦力を失うことは、企業にとって大きな損失となることが考えられます。

そのため、現在、妊娠中または出産後の母性を守るため、企業に対し、母性健管理制度が義務づけられています。母性健管理制度は、女性の雇用継続の観点からも重要なものと考えられますが、県としてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ 母性健康管理は、女性労働者が職場において母性を尊重され、妊娠、出産後も安心して働くために、事業主が取り組みを義務づけられた措置のことを言いますが、男女雇用機会均等法に規定をされております。

妊娠中または出産後1年を経過しない女性労働者を対象として、健康診査や保健指導を受けるための時間を確保すること。医師等から受けた指導事項を守ること

とができるよう、勤務時間の短縮や休憩時間の延長、休業を可能とすることなどが事業主に義務づけられております。

県内全ての事業所におきまして、法の規定に沿い、母性健康管理措置が適切に実施されることが必要であると考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、県内の企業への母性健康管理制度の周知並びに県内企業のその取り組みの状況について伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ 企業への周知や指導につきましては、まずは島根労働局におかれまして企業への訪問指導、事業者や労働者からの相談対応、企業向けセミナー、こういったことが実施をされております。この2年間の企業への訪問指導を通じて、母性健康管理に関連して指導や勧告を必要とするような、そういう事業所はなかったというふうに伺っております。

一方、女性労働者から寄せられた相談の中には、妊娠中の体調不良で休みをとったところ、雇用主から仕事をやめてほしいと言われたなど、母性健康管理の理解不足に起因するものもあったとのことであります。引き続き企業への周知の取り組みを推進していかれるというふうに伺っております。

また、県におきましては、従業員が生き生きと働く職場づくりを推進するために、労務管理の改善に関する相談や助言を行うアドバイザーを県内企業へ派遣する事業を実施しております。今年度は、より多くの企業への支援が行えるよう事業を拡大をしております。

この事業におきましては、母性健康管理についてもそれぞれの事業所が必要性を理解し、適切に対応されるよう、就業規則に必要事項を規定するなどの助言を行っているところでございます。

今後とも、島根労働局と連携をいたしまして、企業に対する母性健康管理の取り組みを推進してまいります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、島根県においては、女性従業員が出産後、職場に復帰しやすい職場環境づくりを推進し、出産や育児による離職を減らし、継続雇用を促すため、出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給する中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業を行っておりますが、少々長い名前なので、ここから出産後職場復帰促進事業と省略させて言わせていただくのを御容赦ください。出産後職場復帰促進事業の概要について、まずは伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ この事業は、働く女性が出産や育児で離職することなく、育児休業等を取得し、復職しやすい職場づくりを進めていただくことを目的に平成28年度から実施をしております。県内に本社のある企業、社会福祉法人、個人事業主を含めた中小・小規模事業者等が設置される従業員50人未満の県内事業所を対象として、育児休業等を取得した従業員を職場復帰させ、3カ

月以上雇用している場合に事業主に対して奨励金を支給する制度でございます。

奨励金の額は、従業員の休業期間に応じて3つの区分を設けておりまして、まず一つが、育児休業3カ月未満または産休のみの場合は1人当たり10万円。育児休業3カ月以上17カ月未満は1人当たり20万円。そして、今年度から制度を拡充して、育児休業17カ月以上の場合は対象に加えておりまして、1人当たり40万円を支給する制度としております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ また、出産後職場復帰促進事業は平成28年度から始まっており、事業開始初年度は周知不足のため事業実績は余り上がっておりませんでしたけども、その後の事業実績についてはどのような状況なのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ 奨励金の支給実績を年度ごとに申し上げますと、事業初年度の平成28年度は401件、昨年度が576件、今年度は、これは8月末までの5カ月間になりますが、215件であり、これは昨年度同時期の約1.5倍というふうになっております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 今までの出産後職場復帰促進事業の効果については、県はどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 新田商工労働部長。

▼○商工労働部長（新田典利）▽ 本年7月に公表されました、総務省が5年ごとに実施をしております就業構造基本調査の平成29年度の結果から見てみると、島根県の女性の就業状況につきましては次の3点で改善しておるのではないかというふうに思われます。

まず1点目が、過去1年間に離職をした女性のうち出産や育児を理由に離職をした方の割合が、前回調査結果、これが平成24年度でございますが、平成24年の前回調査結果8.4%から、今回は4.9%に低下をしておるということ。

それから2点目が、育児をしている女性のうち仕事をしている方の割合が、前回調査の74.3%から、これは上昇いたしまして、これは上昇いたしまして、今回は81.2%となっておりまして、8割を超えております。

なお、この項目は、前回、今回ともに島根県は全国平均値よりも20ポイント程度高い数値となっておりまして、連続して全国1位という状況であります。

さらに、県が奨励金の支給を受けた事業者に対して今年度実施をいたしましたアンケートがございます。申しわけございません。3点と言つておりました。もう一点、改善点がございました。女性が仕事をしている割合を年齢階級別に示す、いわゆるM字カーブというものがございますが、今回の調査結果では、このM字カーブ、30代の落ち込みが小さくなつております、台形に近くなつております。先ほどの2点加えまして、この3点、こういった改善がございました。

それで、先ほど触れましたが、今年度実施をいたしましたアンケートでは、奨励金の利用をきっかけに見られた社内の変化につきまして、事業所のほう

から、これまで育休の取得や出産後の復職を推進していたが、奨励金がさらなる後押しとなった。出産後、復職しやすい雰囲気づくりができた。また、新たな休暇制度を設けたり、育休取得者の復職支援などに取り組むきっかけとなつたなど、そういう評価をいただきました。

先ほどの国の調査結果とあわせて見ますと、出産、育児を理由に離職される女性が減少し、事業主の出産後の復職支援に対する理解も進んでいることなどから、この事業の効果も一定程度あったものと考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 私としては、中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業は、県内の対象事業者にとって大変な有意義な制度であるというふうに思つてます。また、女性の出産後の復職に大いに有効な制度と考えておりますので、来年度からもさらに支給要件を見直しながら取り組んでいただくことをお願いして、最後の質問に移りたいと思います。

最後に、島根県立大学第3期中期目標について伺いますが、まず、知事は島根県立大学の今までの取り組み等をどのように評価しておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 島根県立大学は、平成19年度に浜田の県立大学、松江の女子短期大学、出雲の看護短期大学の統合によって、公立大学法人島根県立大学となりました。以来、今日まで、県立大学は質の高い教育の提供や、学生に対するきめ細かい支援などを実施をしておりまます。その結果、高い就職率を実現し、栄養士、保育士、看護師を始めさまざまな分野で島根の地域を支える人材を多数輩出いたしております。

こうした状況にありますが、県立大学は次のような点で課題もあると考えております。

1つは、浜田キャンパスは県内就職率が低く、地域の担い手が不足する中で、地域の中心となって活躍する人材の育成や輩出へのさらなる取り組みをしていただければということあります。

2番目に、少子高齢化の進展や地域経済の縮小など地域課題が山積する中で、これらの課題を解決するための研究へのさらなる取り組みが大事であると思っております。

県立大学の清原理事長兼学長には、先生方にはこうした点によく配慮していくだくよう、私自身、そして県の関係部局から伝えておるところでございます。今後も、こうした方針に基づきまして対応していく考えであります。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 県は、このたび2019年度から2024年度の第3期中期目標を策定し、今議会にその中期目標案を示しております。その第3期中期目標は、県民本位、学生本位の大学として、県立大学の目指す姿を地域貢献・教育重視型大学と位置づけて大学改革を進めるとしておりますが、今後進めていかれる予定の学部学科改編の趣旨、新学部学科構想について伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸総務部長。

▼○総務部長（犬丸淳）▽ 第3期中期目標を検討するに当たり、県が設置した有識者会議からは、総合政策学部という名称では、教育内容や育成する人材像が見えにくい。課題先進県である島根県においては、国際的な視点を持ちながら地域課題を解決するグローバル人材の育成に取り組むべき。これらを踏まえ、地域系に特化した学部学科の設置を検討すべきとの提言をいただきました。

この提言を踏まえ、第3期中期目標案では、地域系と国際系に特化した学部学科の設置を検討するように大学に求めております。

大学の現時点での検討案は、学部学科名はいずれも仮称でございますが、総合政策学部は地域系の学部と国際系の学部に再編する。地域系学部は、地域経済経営学科、地域公共学科、地域活性学科の3学科を設置する。国際系学部は、国際関係学科、国際コミュニケーション学科の2学科を設置する。そして、新学部学科は平成33年4月から設置を予定すると、このように伺っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 次に、短期大学部についてでありますけども、第3期中期目標には存続が明記されております。これは、引き続き保育学科を中心に短大部のニーズがあると判断されたもので、大変的確な判断であるとともに、県内の高校生に多様な選択肢を与えるものと私は評価しているところであります。

しかし一方で、短大部の保育学科に比べて、総合文化学科について高校生に教育内容がわかりにくい感じがしております、そのため名称をわかりやすく改編する必要があるようにも思いますけれども、短大部総合文化学科の教育内容について伺うとともに、その学科名の改編の必要性について県の考えをお聞きしたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸総務部長。

▼○総務部長（犬丸淳）▽ 短大部総合文化学科では、島根、日本及び世界の文化について理解を深める科目、情報科に対応したコンピューターの基礎技能を身につける科目、国際化に対応したコミュニケーション力を培う科目など、幅広い教育を行っております。

総合文化学科の平成30年度入試の志願倍率を御紹介しますと、全体で4.20倍、県内からの志願者に限っても2.98倍ということで、高い人気がうかがえます。

のことからも、現在の名称のもとで学科の魅力や特色が一定程度認知されると考えられるため、大学において現時点では学科名の変更は検討しておらず、今後も総合文化学科を進学先として選んでいただけるよう、引き続き高校生や保護者、教員などへの周知に努めていくと伺っております。県としては、当面は状況を見守ってまいりたいと考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ このたびの県立大学第3期中期目標には、若者の県内定着につながる県内入学率の向上に向けて入試制度の改革が盛り込まれていると思いますけども、その具体的な改革についてお知らせください。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸総務部長。

▼○総務部長（犬丸淳）▽ 入試制度改革につきましては、現在、大学において、推薦入試のあり方などさまざまな課題の検討に着手した段階でございます。浜田キャンパスに新学部学科が設置される予定である平成33年度入試に間に合うように、今後、大学において具体的な検討を進めると伺っております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 次に、研究機関の改編についてでありますけれども、中期目標には、研究の成果を教育や地域に還元し、県の実質負担を伴う研究については特に地域貢献に主眼を置き、対象分野の拡大や見直しを実施するとありますけれども、具体的にはどのような改編を行うのか。また、改編のスケジュールについて伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸総務部長。

▼○総務部長（犬丸淳）▽ 研究機関の改編内容及びスケジュールにつきましては、大学から次のように伺っております。

まず、既存の北東アジア地域研究センターは、県内企業の海外進出などの情勢を踏まえ、研究対象地域を北東アジア地域から東南アジア地域を含めたアジア全域へ拡大する。また、研究対象分野を政治、歴史、文化といった分野から経済や社会分野にも拡大する。

次に、地域課題研究に特化したしまね地域共創研究センター、名称は仮称でございますけれども、このセンターを平成31年4月に新設し、関係自治体等と連携して研究を進めながら、研究成果をシンポジウムや公開講座等を通じて地域へ還元していく。

さらに、この2つのセンターを平成35年、2023年度を目途に、名称は仮称でございますけれども、しまね国際地域研究センターとして統合し、国際と地域の双方の視点を持った研究組織とすると、以上のように伺っております

。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ ところで、島根県立大学の清原学長さんは、今後大学と県議会との定期的な話し合いの機会を持ちたいとの意向のようでありますけれども、これは学長さんとしては機動的かつ戦略的な大学運営を実現するために県議会の理解が不可欠と考えておられるのだろうと思っておりますので、我々としてもしっかりと協力していかなければならぬというぐあいに考えているところであります。

そのような中、島根県立大学中期目標において、その機動的かつ戦略的な大学運営を実現するためには、学長、理事長の権限を強化するなどのガバナンス体制の整備を行っていくことが必要と考えられますが、島根県立大学のガバナンス体制整備について、具体的にはどのような改革を考えておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 犬丸総務部長。

▼○総務部長（犬丸淳）▽ 大学のガバナンス改革につきましては、有識者会議から、大学改革の際には理事長兼学長の強いリーダーシップのもと、機動的かつ戦略的な大学運営が必要である。そして、組織再編、人事、政策的予算などの改

革に際しては、理事長兼学長が大学の方針を学内の検討会議で提示し、その方針にのっとって検討を進めるトップダウン式の仕組みを検討すべきとの提言をいたしております。

現在、大学には、中期目標案を受けて大学が取り組むべき改革を迅速かつ戦略的に実行するため、理事長兼学長を本部長とする改革本部が設置されております。この本部では、既にトップダウン方式の仕組みが採用されていると伺っておりますが、今後、この本部での検討を経てガバナンス改革が具体化されるものと考えております。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 知事さんは、今後の島根県立大学にどのような期待を持つておられるのか伺いたいと思います。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 溝口知事。

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 島根県におきましては、全国的に見まして早く少子高齢化が進んでいるなど、大きな課題を抱えておるわけでございます。このため、これから県立大学には、清原理事長兼学長の力強いリーダーシップのもと、地域の諸課題をみずから発見し、解決していく実践力を持って、地域の中心となって活躍できる力強い人材の育成の輩出をお願いをしたいということでございます。

また、地域の産業界や自治体等が抱える諸課題の解決に向けた研究なども強化する必要があるわけでございます。こうした地域に貢献する教育、研究を積極的に推進し、島根県の発展に大いなる貢献をされる大学となるよう期待をいたしておりますところでございます。以上でございます。

▼○議長（大屋俊弘）▽ 中島議員。

▼○中島謙二議員▽ 島根県立大学については、今まで県議会でもさまざまな改革への意見が出されておりましたので、このたび策定される第3期中期目標が確実に実施されるよう、県としても県立大学をしっかりと支援していただくようお願いしたいと思います。

先ほど、質問の最初に戻ります、河川整備に関連して、河川事業費についてちょっと述べましたけれども、少し補足させていただければと思います。

私どもが若いころは、旧建設省では一番河川局が金を持ってるという時代があったわけです。それをもつていろいろ調べてみると、先ほど、民主党のコンクリートから人への政策で大幅に削減された、これは事実であります。だけでも、全体を見ると、村山政権のときに2.2兆円から3兆円あったものが、橋本政権から徐々に下がってきて、小泉政権でがくっとまた下がった。要するに、だんだんと下げられてきた中で、麻生政権で1.3兆円まで保たれとったのが、今のコンクリートから人へでがくっと落ちて8,000億円ぐらいになった。

ここで問題なのは、コンクリートから人へというのは、そこでなぜそういうものが出てきたのか。これが国民に根づいて一番問題なのは、公共工事は悪だという思いがついたということがだめなわけですね。それともう一つは、そのときに行われた事業仕分けで、例えば必要な予算なのに、この予算は要りませんよと。無駄だと。スーパーダムなんて要りませんよということで削られた経緯があるわ

けです。

だから、知事さんに先ほどもお願ひをしましたけれども、防災対策にはソフトとハードを一体としてやらなければいけないということをおっしゃってましたけども、ハードの予算が現実に足らないわけですね。先ほどのように、パイが決まつとて、とったりとられたりちゅう中でやっていくにはおのずと限界があるわけで、ぜひしっかりと、これから、ますます国に対して予算額を要望していただきたいということをお願いして、コメントは結構でございますから、これは私の昔からの思いを伝えただけでございますから、ひとつよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）